

古代の鑄銅

古尾谷 知浩

はじめに

本稿は、鑄銅技術を題材に、律令国家がどのように手工業技術を管理していたのか、あるいはしていなかったのかを明らかにすることを目的とする。特に鑄銅技術を取り上げるのは、弥生・古墳時代からの伝統がある一方で、造寺・造仏技術の導入に伴い、新しい技術が取り入れられたということがある、その後の律令国家による掌握のあり方に影響していると考えられるからである。

本論に入る前に、まず、古代手工業史全体の研究史を整理しておきたい。手工業史の研究には、考古学の成果と文献史学の成果の双方に目を配ることが不可欠である。一九六〇年代から一九七〇年代初頭にかけて、考古学・文献史学双方で、総合的・理論的研究が公となった^①。これらに平行、或いは後続して、個別の論点における研究も蓄積されている。文献史学の分野における研究を大きく分類すれば、品部雜戸制や仕丁制の問題を含む労働力編成の研究、手工業官司の研究、技術史の研究に分けることができる。このうち、前二者については、近年まで着実に成果が蓄積さ

れているといえるが、最後の技術史研究については問題が残る。技術に目を向けた研究として、櫛木謙周、榮原永遠男^②らの業績があるが、技術面は考古学の成果を踏まえる必要があり、その後は、考古学の進展を加味した文献史学側の研究が進んでいるとはいえない。その点、鬼頭清明^③の研究は貴重であるが、平城京内の特定遺跡の分析を主眼としており、古代手工業史の全面的な研究に展開されることがなかったことはたいへん惜しまれる。

一方、近年における考古学の成果にはめざましいものがある。本稿で取り上げる奈良時代の鑄銅に関しては、杉山洋^④・中川あや^⑤・小池伸彦^⑥・神崎勝らの研究があるほか、『考古学ジャーナル』三七二（一九九四年）、『月刊文化財』三七四（一九九四年）『季刊考古学』六二（一九九八年）が特集を行っている。銅に関して、考古学と文献史学とをつなぐ研究としては、山口県長登銅山跡の発掘調査と、銭貨や東大寺大仏鑄造の問題を踏まえた八木充、佐藤信^⑦らの研究があるが、対象の性格上、採銅の段階が重視されており、鑄銅技術の問題については手薄である。

こうした問題関心から、本稿では、技術史的な視点を重視して、

鑄銅を中心とする手工業史を再検討することを課題とする。その際に、律令国家に包摂されない手工業の存在に留意するとともに、それとは一見矛盾するようにもみえるが、天皇の位置づけに留意していききたい。前者については、考古学の側から杉山洋が強調するところでもあり、文献史学としていかに受け止めるかが大きな課題である。後者の天皇の問題については、中世史の側で網野善彦の提起した問題について、古代史の側でどう考えるかにも関わってくる。

以上のことを踏まえて本論を始めることとするが、まずは官司における鑄銅のあり方を押さえておくことにしたい。¹⁰⁾「律令国家に包摂されない手工業の存在に留意する」こととは相反するが、史料残存の状況からも、全体的な枠組みの中での位置づけを明確にするためにも、律令国家側の掌握のあり方を整理しておく必要がある。

第一節 鑄銅関係官司の変遷

一 典鑄司

令制において、鑄銅をつかさどることとされていたのは大藏省被管の典鑄司である。養老職員令典鑄司条によれば、正の職掌として「造鑄金銀銅鉄」が規定されており、伴部として「雑工部十人」、その下に「雑工戸」が所属していた。「雑工戸」についてみ

ると、『令集解』当該条、雑工戸の部分に付された古記・令釈によれば、「抽取鍛冶造兵司部人及高麗・百濟・新羅雑工人配之」とあつて、宮内省鍛冶司の鍛戸・兵部省造兵司の雑工戸が向出するほか、品部・雑戸にあらざる高句麗・百濟・新羅の渡来系工人が配属されることになっていた。このことについて、仁藤敦史¹¹⁾は「固有の技術者定員が定められていたわけではない」とする。定員がないのはその通りであるが、少なくとも古記の解釈としては固有の技術者の配属は予定されていたと言える。もともと、仁藤の論ずるように、慶雲元年(七〇四)の段階で、銅印の鑄造が鍛冶司に命ぜられていることから、典鑄司は現実にはあまり機能しておらず、宝龜五年(七七四)には内匠寮に併合されることとなった。¹²⁾

さて、次に、典鑄司に配属が予定されていた高句麗・百濟・新羅系工人の系譜について考えてみることにしたい。平野邦雄¹³⁾は、その中でも特に新羅系工人のみに注目して、応神朝(五世紀初)に渡来した新羅系の渡来人は、品部雑戸に編成されず、これはすなわち秦系であり、雄略・仁賢朝(五世紀末)に渡来した百濟・高句麗系の渡来人は、品部雑戸に編成され、これがすなわち漢系であると整理した。そして、後の天平宝字六年(七六二)に孝謙太上天皇の勅願により鏡を製作した工人のうち、秦乙麻呂・秦仲国が、まさに品部・雑戸に編成されない秦系の典鑄司雑工人であると判断した。¹⁴⁾

しかし、この見解には従えない点が多い。まず、『令集解』古記に見える典鑄司工人のうち、高句麗・百濟系について触れていないことや、孝謙太上天皇勅願鏡製作工人のうち、辛人三田次・狛身名万呂・山代野守らを捨象していることは問題であり、典鑄司工人の属性を充分説明していることにはならない。また、後に詳述するように、孝謙勅願鏡は蠟型を用いており、この技術は造寺造仏技術伝来以降の新しい技術であって、五世紀には遡らない。典鑄司工人として予定された高句麗・百濟・新羅系工人は、出身地・渡来時期を問わず、渡来系工人に蠟型技術を含む新しい技術を移転したものとみるべきである。

二 鍛冶司

典鑄司以外で鑄造を担った官司は、宮内省被管の鍛冶司である。養老職員令鍛冶司条によれば、正の職掌として「造作銅鉄雜器之属」が規定されており、伴部として「鍛部」、雑戸として「鍛戸」が所属していた。鍛冶司が鑄銅を行ったことは、『続日本紀』慶雲元年（七〇四）四月甲子条に「令鍛冶司鑄諸国印」とあることから明白である。

しかし、『続日本紀』天平一六年（七四四）四月甲寅条によれば「廢造兵鍛冶二司」とあって、この時雑戸の「解放」に合わせて廃止されたことがわかる。但し、その後再設置されたようである。『続日本紀』神護景雲元年（七六七）五月癸酉条には鍛冶正の任

古代の鑄銅(古尾谷)

命記事がある。最終的には、『類聚三代格』四、大同三年（八〇八）正月二〇日詔に「鍛冶司併木工寮」とあって、この時に木工寮に併合されている。

鍛冶司の技術は、雑戸により担われており、律令制導入以前からの古い技術の系譜を引いている。官司名からは鍛造を職掌とする鍛冶司が鑄造を行うことは不審に見えるかも知れないが、古墳時代でも、武器・馬具の生産において、鍛鉄工人集団と鑄銅工人集団が協業している¹⁵のであって、鍛造と鑄造が一連の工房で行われていたことは十分理解できる。

三 内匠寮

神龜五年（七二八）、令外官として中務省被管の内匠寮が設置された¹⁶。以下、内匠寮と鑄銅との関わりを示すことがらを年代順に追っていくこととする。

内匠寮では設置当初から鑄銅を担っていた。興福寺西金堂の造営に関わる天平六年（七三四）五月一日「造仏所作物帳」¹⁷によると、「充内匠寮物」の中に「白鐵」「銅」「臍蜜」¹⁸がみえる。これは同じ文書の別の部分で「銅鉄工所已下料」として計上されているものの一部に相当するから、内匠寮から興福寺西金堂造営事業に対して供給されたものである。従って、当時、内匠寮は、鑄銅、特に蠟型鑄銅に必要な材料を管理していたことがわかる。

次いで、二条大路木簡（SD五一〇〇出土）中の油の支出記録

木簡をみると「油五夕□内匠寮鏡磨料」との記載がある⁽¹⁸⁾。このことは、天平七・八年前後、内匠寮で鏡の製作を行っていたことを示している。この鏡は銅鏡であろう。この時既に内匠寮が蠟を管理していたことからすれば、蠟型による鑄造の可能性がある。

また、正倉院文書、大糧申請文書中の年欠(天平一九九以前)「内匠寮解」⁽¹⁹⁾によれば、内匠寮所屬の技術者の中に「金銀銅鉄手」が含まれており、天平勝宝二年(七五〇)五月二五日「造東大寺司移」⁽²⁰⁾によれば、内匠寮の銅鉄工四人が、造東大寺司に出向していることがわかる。

その後、先述のように宝龜五年(七七四)に典鑄司を併合した。延暦八年(七八九)に造東大寺司が廃止されたことと合わせて、蠟型技法による鑄銅を担う官司が奈良時代の末までに一本化されたことになる。

以上の経緯を踏まえて大同三年(八〇八)に内匠寮の長上工・番上工の定員が決定され、さらに大同四年に内匠寮雑工の種別定員が決定された⁽²¹⁾。そのうち、長上工の中には「銅鉄二人」「鑄工二人」「捻一人」が、番上工の中には「銅鉄工十三人」「鑄工四人」「捻工二人」が含まれている。銅鉄工・鑄工は当然鑄銅を含む金属器工人である。「捻」とは、後述するように可塑性のもので形を作ることで、一般的には粘土の場合が考えられるが、蠟蜜の場合も含まれ、この時点でも内匠寮において蠟型の製作は技術的に可能である。

以上、内匠寮における鑄銅のあり方を整理したが、造寺造仏技術伝来以降の新しい技術であるところの蠟型技法を、天平年間から保有し、平安時代初期まで維持していたことが明らかである。

ところで、『延喜式』内匠寮には、内匠寮で製作する物品が列挙されている。その中には銅製品も含まれているが、調度品の部品として使われているものを除き、鑄銅製品単体のもとしては、印・鏡・鎮子がある。このうち関係資料が多いのは印と鏡であるが、この両者は『延喜式』において製作技法が異なっている。以下、節を改めて印と鏡の鑄造技法について検討したい。

第二節 官司における鑄銅

一 印 附錢貨

(一) 文献史料から

『延喜式』内匠寮によれば、印の鑄造に必要な物資として蠟が計上されている。すなわち、蠟型技法によつて鑄造することになつていた。蠟型技法とは、蠟により原型を作り、これを鑄型土で包み、焼成し、蠟原型を溶かし出し、それによつてできた空間に溶銅を流し込んで鑄造するものである。これは、後述する小金銅仏製作に典型的にみられる技法であつて、造寺造仏技術の伝来に伴う新しい技法である。

これに対し、先述したように『続日本紀』慶雲元年(七〇四)

四月甲子条によれば「令鍛冶司鑄諸国印」とあって、鍛冶司が銅印を鑄造したことがわかる。鍛冶司の銅印製作技法は不明であるが、雑戸の技術を基盤としていたことから判断すると、旧来の鑄造技法であったと推定できる。

(二) 考古学の知見から

會田富康²⁴⁾は、銅印鑄造技法の種類を、込め抜き法・焼き流し法・掻き彫り法の三つに整理する。込め抜き法とは、木などで原型を製作し、これを鑄型土で包んで凹型を製作するものである。固体の原型を取り出すためには鑄型を分割する必要があるため、鑄型は合わせ型となる。焼き流し法は蠟原型を焼き流すもので、先述の蠟型技法に相当する。この場合、製品を取り出す際に鑄型を破壊することになる。掻き彫り法とは、土製鑄型に直接文字を彫り込むものであり、この場合も合わせ型となる。

會田の整理を踏まえて田路正幸²⁵⁾は発掘調査で出土した銅印鑄型や銅印自体の検討を行った。福島県番匠地遺跡・久世原館跡出土銅印鑄型（八世紀後半～九世紀後半）においては、印面部は掻き彫り法による鑄型であり、鈕部は合わせ型であるため木製原型を使用したとみて、印面部一個、鈕部二個の合わせ型による鑄造であったと推定した。他の事例の検討結果も同様であり、即ち、蠟は用いていないことになる。

なお、理屈の上からいえば、印面部の鑄型において、木製など

古代の鑄銅(古尾谷)

の原型を用いる込め抜き法は、際限なく複製可能であり、原型を破壊すれば済むことではあるが、唯一であるべき印の鑄造技法として不適當である。掻き彫り法の合わせ型鑄型は、少数回なら複数回使用可能と推定されるため、これに次ぎ、焼き流し法の蠟型は一回のみしか使用できず、銅印の製作技法としては最適當である。

このことは、同じく国家権力を背景に製造・使用する鑄銅製品であるとこの錢貨鑄造と比較することで明瞭となる。印は、同時期に唯一である必要があり、蠟型が最適當であるのに対し、錢貨は、同時期に同一のものが多数必要であって、原型錢から凹型を製作し、多数の錢貨を複製するのが適當である。『類聚三代格』四、弘仁九年（八一八）四月一五日太政官符「定新置鑄錢使官員事」には、鑄錢使の技術官人として「鑄錢師二員」「造錢形師一員」置かれている。「錢形」は原型錢を指しており、錢貨鑄造においては上記の技法が用いられたことがわかる。

(三) 文献史料と考古学の知見から

以上の検討を照らし合わせると、内匠寮の銅印鑄造技法が、蠟型による焼き流し法であるのと対比すれば、鍛冶司の銅印鑄造技法は、印面部掻き彫り法であった可能性が高い。掻き彫り法は、蠟を用いないで良いという点に限ってみれば、古墳時代以来の土製凹型による鑄造技術の延長で製作することが可能であったと思われる。以上のことを整理すると、八世紀初頭の中央政府工房お

よび九世紀の地方工房では、印面部掻き彫り法により、九世紀の中央政府工房では蠟型焼き流し法により銅印を製作していたということになる。

平安時代初期には、公印が班賜される対象の官司が拡大し、新・改鑄の頻度が増加した。その段階で、一回性が重視された蠟型技法が採用され、これを内匠寮が担ったのである。

以上で印の検討を終えるが、次に蠟型による鑄造の他の実例として、鏡を取り上げる。

二 鏡

(一) 文献史料から

『延喜式』内匠寮には鏡の鑄造についての規定もあるが、そこに見えるのは方鏡であり、必要物資の中に蠟は計上されていない。杉山洋²⁷⁾は、奈良時代の唐式鏡では方鏡の遺例はわずかであり、従って、既存の方鏡を原型として鑄型土で包み、凹型を作る踏み返しによる鑄造も不自然であるため、『延喜式』における鏡の鑄造技法を、平安時代の和鏡で一般的な籠押し技法と推定している。他の文献史料についても、『延喜式』のあり方が奈良時代

には遑らないとの杉山の推定は首肯できる。天平一九年(七四七)二月二一日「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」²⁸⁾には、鏡一二七五面が記載されているが、うち仏物一二七〇面の内訳をみると、花鏡二五九面、円鏡二八四面、方鏡六面、鉄鏡七一面、雑小鏡六五〇

面である。八世紀半ばの段階では、方鏡は皆無ではないが少数である。

すなわち、同じ『延喜式』でも鏡の鑄型製作技法は印と異なっていることになるが、ともに平安時代の新しい様相を示しており、時期の点では印と共通している。

これに対し、奈良時代における蠟型による鏡鑄造のあり方を示すものとして著名なものに、天平宝字六年(七六二)における孝謙太上天皇の勅願による、石山寺の鏡製作の事例がある。これについては数多くの研究があるが、近年の正倉院文書研究の成果を踏まえた岡藤良敬²⁹⁾の研究に依拠しながら、鑄造過程を追っていきたい。

三月二四日に、孝謙太上天皇の勅を奉じた因八麻命婦の宣により、一尺鏡四面の鑄造が命令される。これを受け、三月二五日石山院牒により奈良政所(造東大寺司政所)に対し、鑄工の派遣が申請される(天平宝字六年(以下、本項では同年の場合は年を省略)三月二五日「石山院牒案」³⁰⁾)。この作業に関連して、「銅鏡背面下絵」「鏡鈕様」(但し、これは不採用分)が残っており、鑄造に当たっては、下絵が作成されたことがわかる。

三月二九日には鑄工の不参が問題となっているが、(三月二九日「造石山院所解案」³¹⁾)。最終的に五人の鑄工が召し出される(年月日未詳「東大寺鑄工召文案」³²⁾)。

四月二日には必要物資の予算案が作成され(四月二日「鑄鏡用

度注文案⁽²⁴⁾」、その後、物資の調達を開始される。同日付けの「鑄鏡用度注文⁽²⁵⁾」は、予算書正文と同内容のもの、或いは正文自体に収納・進上の注記を加えたものであり、物資調達のあり方を推定できる。

まず、原材料・道具として用いる諸物品についてみると、「臆密」に「禾田」、「鉄」に「可受禾田佐所」、「帛蠟」に「禾田」「十日請了」などの注記があり、「禾田佐所」から受領したことが判明する。次に、米塩その他労働者に給付する食料品については、関連する記載が天平宝字六年「造石山院所用度帳⁽²⁶⁾」にあり、「御鏡鑄料自内裏給出」と記されていることから、内裏（保良宮）から調達したことがわかる。

この他、購入による調達も行われている。四月七日、石山院から造東大寺司政所に対し、白鐵・鉄精を購入するための価格調査が依頼され、(四月七日「石山院請文案⁽²⁷⁾」これに対しては四月九日に回答がなされた(四月九日「造東大寺司政所牒⁽²⁸⁾」)。

なお、「石山院請文案」には、

一 白鐵直 鉄生直

右被笠命婦宣云、為鑄御鏡、上件物都无於内裏、宜早速令買用者とあり、「内裏にない」からというのが購入の理由であった。逆に言えば、内裏にあればそれを使うことが前提なのであった。

以上の物資調達方法についてまとめると、蠟蜜を含む諸物品は「禾田佐」を通じた調達、食料品は内裏からの調達、白鐵・鉄精

は購入の予定、ということになる。岡藤は、「(食料品以外の)諸物品も最終的には内裏から収納したものととして処理されたのではないか」と推測する。白鐵などの調達方法をみると、本来は内裏にあるものを調達することになっていたと解釈できるので、岡藤の推定は妥当である。

ところがこの直後、鑄鏡作業は造東大寺司鑄物所に移管されることになった。四月一日、鑄鏡に用いる荒炭・蒔・簀・折薦が造東大寺司へ進上された(四月一日「作石山院所解案⁽²⁹⁾」)。同日、奉勅で石山院が造東大寺司鑄物所別当上毛野大夫(真人)に宛てた牒によって、鑄鏡作業自体が移管された(四月一日「石山院所牒案⁽³⁰⁾」)。さらに四月一日に必要物資が造東大寺司に進上されたが、その中には白鐵直の新錢二八八文、蠟蜜一斤が含まれていた(四月一日「造石山院所解案⁽³¹⁾」)。移管後の経緯は不明であるが、同年四月中、造東大寺司造仏所で「捻御鏡背文」、鑄所で「作御鏡形」の作業が行われていたことが年欠(六年五月一日か)「造東大寺司解⁽³²⁾」によって判明する。

以上、天平宝字六年の孝謙上天皇勅願鏡製作の経緯を整理したが、次に、これが技術史的にどのように位置づけられるのかを検討してみたい。

(二) 考古学の知見から

杉山洋・中川あやによれば、奈良時代における一般的な唐式鏡

の铸造は踏み返しによるものであった。

これに対し、天平宝字六年の孝謙太上天皇勅願鏡について技術史的観点から分析を行った杉山⁽⁴⁵⁾は、一枚の原型鏡を作成し、これを基に製品四面を踏み返しにより铸造したと推定する。その原型鏡の製作方法は、以下に述べる根拠から、挽型凸型技法によるもので、鏡背文様は蠟型によるとされている。

先述の「東大寺鑄鏡用度文案」⁽⁴⁶⁾によれば、原材料中に青銅の原料となる「熟銅」「白鐵」と並んで「臈密一斤」が計上されており、これは造東大寺司への移管品にも含まれている。すなわち、蠟を用いる工程が含まれていたことを示している。さらに、工人の中に「鑄工」と区別されて「細工」「六呂(轆轤)工」が計上されている。これらのことから、轆轤工が土製鏡胎を挽出し、細工が土製鏡胎上に蠟で文様を作る工程に携わり、凸型を製作し、これを鑄型土で包んで凹型とし、一枚の原型鏡を製作したと推定できるのである。

因みに、先述した年欠(天平宝字六年五月一日か)「造東大寺司解」⁽⁴⁷⁾によれば、鑄所の作物の中に「作御鏡形」があるが、これとは別に、造仏所の作物の中に、「捻御鏡背文」が記されている。造仏所作物には「捻四王御身」もあって、これは塑像製作を示している。つまり、「捻」とは、粘土・蠟蜜など可塑性の物で形を作ることであって、蠟による鏡背文様の製作は、塑像製作と同様に造仏所が担当したことがわかるのである。

さて、印製作の所でも述べたように、蠟原型による铸造は一回に限られる。もちろん、孝謙太上天皇勅願鏡の場合でも踏み返しによって増やしているが、これは複製品であり、大きさも縮小する⁽⁴⁸⁾。蠟原型でオリジナルデザインが決められる点は重要であり、奈良時代に一般的であった踏み返し技法のような、既存のデザインの複製とは区別されるものである。

(三) 文献史料と考古学の知見から

以上の検討を踏まえて、孝謙太上天皇勅願鏡の製作過程から判明することを整理する。

第一に、孝謙太上天皇の勅が女官を通じて造石山院所へ伝えられて製作が開始されたことが特筆される。これは、別稿で検討した「奉口勅索物」⁽⁴⁹⁾と同様のあり方であり、太上天皇家産機構の枠組みで製作されたものと位置づけられる。

第二に、原材料・労働者へ給付する食料は内裏から調達することが原則だった点も重要である。物資調達の面でも太上天皇家産機構側が主体となっていたことがわかる。

第三に、鑄工の所属は造東大寺司である一方、当初の計画では石山院に Outreach して製作する予定だったということが挙げられる。実際は奈良で作業したが、鑄工は造東大寺司に固定されていたわけではなく流動的だったことがわかる。

造東大寺司は聖武天皇勅願寺であり、天皇家産機構の一部を構

成していた。^② 銅工に関して言えば、先述のように、同じく天皇家産機構と位置づけられる中務省被管の内匠寮から銅工が外向することもあった。つまり、特定の官司・機関で技術労働力を固定的に抱え込んでいたわけではなく、天皇家産機構全体で緩やかに確保し、需要に応じて機動的に配置していたのである。

第四に、不採用分ながら、鏡背文の下絵が存在することも重要である。これは、デザインを発注者側が比較検討、決定したことを示している。つまり、孝謙太上天皇勅願鏡はオリジナルのデザインであつて、既存のものを踏襲したわけではないということがわかる。

第五に、蠟型により原型鏡を鑄造したことも重要である。奈良時代の一般的な唐式鏡鑄造は既存の鏡の踏み返しであつたが、蠟型で原型鏡を作つたとすれば、それはオリジナルのデザインが採用されたことを示している。これは下絵の存在と対応することがらである。

以上のことから、孝謙太上天皇勅願鏡製作においては、製作命令の伝達、デザインの決定、原材料の調達、技術労働力の確保、労働者への給付という、手工業生産に関わる重要な諸点について、天皇(太上天皇)の家産機構の枠組みの中で行われていたと評価できる。

三 小結

本節では印・鏡の鑄造について検討したが、いずれの場合においても、鑄型の一回性・オリジナルデザインを採用できるなどの点で、蠟型による鑄造という技法の重要性が明らかとなった。繰り返しになるが、蠟型技法は、小金銅仏に代表される造寺造仏技術伝来に伴い導入された新しい技術であつた。唐式鏡も、先に挙げた大安寺伽藍縁起并流記資財帳に端的にあらわれているように、仏の莊嚴に用いられるのが最大の需要であり、同様の歴史的背景の中で位置づけられる。以下、節を改めて、造寺造仏に関する鑄造技術全体を検討することにした。

第三節 造寺・造仏における鑄銅

一 露盤

造寺造仏に関わる鑄造技術が本格的に導入されたのは、崇峻元年、百済が仏舍利と共に僧・寺工・鑪盤博士・瓦博士・画工を献上したことを契機とする。彼らの技術は、直ちに法興寺(飛鳥寺)の造営に活用されることとなった。^③

造寺関係の技術者の中にみえる「鑪盤博士」の「鑪盤(露盤)」とは、現在は仏塔の相輪下部の一部のみを指すが、後述の栗原寺伏鉢銘にみえるように、当時は相輪全体を指す場合もあつた。青銅製露盤の製作技法は、土製原型から外型を製作した後に、原型

を銅の厚さ分だけ削って中子とし、空際に溶銅を流し込んで铸造するものである。⁽⁵²⁾この技法は、後の東大寺大仏铸造につながる技術であった。もともと、鑪盤博士が伝えた技術はこの技法に限定されるのではなく、蠟型技法なども含め、仏教に関わる青銅製品の铸造技術一般であったと思われる。

本節では、造寺造仏に関わる铸造技術を、品目別に検討するが、その際に製品自体に記された銘文に着目することとする。これは、工人が記したものであるが、発願者側の意向が反映するものであり、製作主体と発注主体の関係を考えるための重要な材料となる。

まず、「鑪盤博士」の名称の由来となった露盤についてみていきたい。相輪の部品の中で、銘文をもつ奈良時代の遺品として著名なものに、和銅八年(七一五)の栗原寺伏鉢⁽⁵³⁾がある。銘文の概略は、「持統天皇の時、仲臣朝臣大鳴が草壁皇子のために伽藍造営を発願したが、甲午年(六九四)比売朝臣額田がこの事業を引き継いで、和銅八年までに金堂・釈迦丈六像を造立し、和銅八年四月、三重塔に七層の鑪盤(相輪)を上げた。」というものである。これによれば、発願者である比売朝臣額田の意志が銅工に伝えられて記銘されたということになる。

この他、露盤铸造技術と貴族層との関係を示すものに、長屋王家木簡の資料がある。長屋王家木簡中の食料支給伝票の中に「鑪盤所」「铸物所」「銅造所」がみえ、「長」「銅造」「铸物師」などの技術者に食料が支給されていたことが判明する。⁽⁵⁴⁾

以上の事例から、発願者(貴族層)の意志が銅工に伝えられて露盤が製作されたり、技術者に貴族の家政機関から食料が給付されていたことがわかる。

二 梵鐘

梵鐘の製作技法は、軸を芯として挽型を回転させ、土製外型・中子を作り、これを組み合わせて空際に溶銅を流し込んで铸造するというものである。⁽⁵⁵⁾梵鐘も仏教伝来以降の製品であり、新しい技術によって製作されたものである。

梵鐘の銘文には、大きく陰刻と陽铸がある。前者は、追刻・偽刻の可能性があるが、後者は铸型の段階で文字を記すことになるので、製作段階の記銘である。製作主体と発注主体の関係を考えるための材料として確実なのは後者である。

坪井良平『日本古鐘銘集成』⁽⁵⁶⁾から、一〇世紀までの発注主体に関わる陽铸による銘文を持つ資料を抽出すると、以下の通りである(番号は『日本古鐘銘集成』に従う)。

一 京都府妙心寺鐘銘 戊戌年(六九八)

「戊戌年四月十三日壬寅収糟屋評造春米連広国铸鐘」

三 福井県織田神社鐘銘 神護景雲四年(宝亀元年、七七〇)

「劍御子寺鐘

神護景雲四

年九月十一日」

四 福岡県西光寺鐘銘（一部抄出） 承和六年（八三九）

〔伯耆国金石寺鐘〕

五 京都府大雲寺鐘銘（一部抄出） 天安二年（八五八）

〔比叡山延暦寺西宝幢院〕

六 京都府神護寺鐘銘（一部抄出） 貞観一七年（八七五）

〔愛宕之山神護之寺〕

七 高知県延光寺鐘銘（一部抄出） 延喜一一年（九一一）

〔弥勒寺〕

八 奈良県栄山寺鐘銘（一部抄出） 延喜一七年（九一七）

〔道澄寺〕

一〇 井上恒一氏所蔵鐘銘（一部抄出） 貞元二年（九七七）

〔飯高郡上寺〕

これらを見ると、地方豪族を含む発願者名や寺名が記されており、発注主体の意志が製作段階で製作主体に伝えられていたことがわかる。

三 小金銅仏 附墓誌

小金銅仏の铸造技術は蠟型による⁽⁵⁸⁾。これに記された銘文は刻銘の場合が多く、追刻・偽刻の可能性が排除できない。しかし、鍍金が施されている場合、刻銘内に金の付着があれば、刻銘後に鍍

古代の铸銅（古尾谷）

金していることになる。つまり、製品製造における一連の工程の中で記銘されることになるので、既製品に後に刻んだものではない。これも金銅製品製作主体と発注主体の関係を示す資料として位置づけられる。

奈良国立文化財研究所飛鳥資料館『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』⁽⁵⁹⁾から、刻銘内に金の付着がある資料を抽出すると、以下の通りである（番号は『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』に従う）。

二 菩薩半跏像 丙寅年（六〇六または六六六）

〔歳次丙寅年正月生十八日記高屋〕

大夫為分韓國婦夫人名阿麻古願南无頂礼作奏也〕

四 観音菩薩立像 辛亥年（六五一か）

〔辛亥年七月十日記笠評君名左古臣辛丑日崩去辰時故鬼在布奈太利古臣又伯在□古臣二人乞願〕

九 法隆寺銅板造像記（一部抄出） 甲午年（六九四）

〔甲午年三月十八日鵬大寺徳聡法師片岡王寺令弁法師飛鳥寺弁聡法師三僧所生父母報恩敬奉観世音菩薩像〕

一 阿弥陀三尊像

〔山田殿像〕

このうち、特に二は、蠟型に文字を彫り込んだ可能性が高く、蠟型製作時点までに铸造技術者に発注者の意志が伝わっていたこ

とになる。

次に墓誌について検討する。墓誌は蠟型技法による鑄造とは限らないし、造寺造仏に直接関係するものでもない。しかし、仏教の影響を受けた火葬墓に伴うものであって、新しいものであると位置づけられ、また刻銘は同様に製作主体と発注主体の関係を示すものとしてとらえられる。

奈良国立文化財研究所飛鳥資料館『日本古代の墓誌』⁽⁶⁾から、刻銘内に金の付着がある資料を抽出すると、以下の通りである(番号は『日本古代の墓誌』に従う)。

- 二 小野毛人墓誌 丁丑年(六七七)
- 四 威奈真人大村骨藏器 慶雲四年(七〇七)
- 九 山代真作墓誌 戊辰年(七三八)
- 一〇 小治田安万侶墓誌 神龜六年(七二九)
- 一三 石川年足墓誌 天平宝字六年(七六二)

これらの資料から、銘文から推定される発注主体(仏像発願者・被葬者遺族)から製作主体(金工技術者)に意志が伝達されていたことが推定できる。特に小金銅仏は蠟型技法による鑄造であった、「高屋大夫(韓国婦夫人の阿麻古)」「笠評君」「山田殿」など、中央・地方の豪族が技術者と直接関係を持っていたことが知られる。蠟型技法を含む新鑄造技術は、国家に独占されていたのでは

なく、諸氏族にも開かれていたのである。

四 小結

以上、本節では露盤、梵鐘、小金銅仏について検討し、造寺造仏に関わる鑄造において、皇族・貴族・地方豪族らが製作工人に意志を伝えて、製品が作られたことを明らかにした。寺院についても、氏寺は氏族の家産に包摂されているという面があるので、いずれの場合も皇貴族らの家産制の枠組みの中で生産されていたと位置づけることができる。

但し、これらの物品は非日常の品である。従って、鑄銅工人は、常時特定の貴族の家産に固定的に隷属していたわけではなからう。需要に応じて奉仕していたものと推定される。

第四節 鑄銅技術の国家管理

一 「家産官司制の手工業」

先にも述べたように、造寺造仏に関わる鑄造技術は、崇峻元年、飛鳥寺の造営に際して導入されたものである。飛鳥寺は蘇我氏の氏寺としての性格を持っていたが、『日本書紀』天武九年四月は月条によれば、天武朝までに「官治」の扱いになっていた。「官治」とされた契機は、蘇我氏の本宗家が倒された乙巳の変である。『日本書紀』皇極四年六月丁酉条によれば、変に際して、中

大兄皇子は飛鳥寺を軍事的に接収した。これを機に、飛鳥寺は「没官」されたのであるが、これは天皇（大王）家産機構へ編入されたことを意味する。寺院造営に関わる工房・技術者も同様に処理されたものと思われる。

但し、「没官」後、造寺造仏技術は天皇に独占されたわけではない。乙巳の変直後、次の詔が出された。

『日本書紀』大化元年八月癸卯条

「詔曰：凡自天皇至于伴造所造之寺、不能營者、朕皆助作。」

この『日本書紀』の文は、「天皇」の寺を「朕」が「助作」するのは文意の上で不自然なので、何らかの改変がなされた後のものであると疑われるが、氏寺の造営が奨励されたことは事実であり、いわゆる白鳳期の氏寺造営、小金銅仏製作の盛行につながった。天皇が氏寺の造営を援助することが可能になった基礎の一つには、飛鳥寺工房の天皇家産機構への編入があったものと推測できる。

その後、律令官僚機構が整備されるが、その中でどのように鑄銅技術（特に新たに導入された蠟型技法）を掌握しようとしたのかを整理する。蠟型技法に注目するのは、先にも論じたように、唯一の製品、発注者の意志が直接反映された製品を作ることが可能であるためである。令制では、大藏省被管の典鑄司が設置されており、雑戸が従来 of 技術を担う鍛冶司とは別に、蠟型技法を中心とする鑄銅を担当することが企図されたが、実際は機能しな

古代の鑄銅（古尾谷）

かった。現実には、中務省被管の内匠寮で蠟型技法を含む鑄銅技術を管理することとなったが、中務省は大藏省よりも天皇家産機構としての性格が強い官司である。しかし、実態としては、天平勝宝二年（七五〇）に内匠寮の銅鉄工が造東大寺司へ出向していることや、天平宝字六年（七六二）における孝謙太上天皇勅願鏡製作のあり方から判断して、一つの官司で固定的に管理していたわけではなく、造東大寺司を含む天皇家産機構内で緩やかに掌握し、需要に応じて技術者を配置していたことがわかる。

以上のような、内匠寮や造東大寺司といった官司で行われていた手工業のあり方を、「天皇（太上天皇を含む）の家産制的手工業」の低位分類としての「天皇の家産官司制的手工業」と位置づけることにする。⁶⁴「家産制的手工業」一般の枠組みで考えると、品部・雑戸制による手工業も含まれることになるが、「家産官司制的手工業」は、造寺造仏技術伝来以降の新しい技術を担っている点、氏族制的枠組みから解放されている点などにおいて、品部・雑戸制とは区別される。天皇の家産官司制的手工業においては、製作命令の伝達において、一般官僚機構を媒介としない「奉口勅索物」に準ずるあり方で天皇の意志が直接反映され、場合によってはデザインの決定にも天皇もしくはその側近が関与することもあった。また、原材料の調達、技術労働力の確保、労働者への給付も、天皇家産機構によって行われていた。

本稿第二節では、こうした天皇の家産官司制的手工業の存在を

あきらかにしたが、第三節で述べたように、八世紀でも天皇家産機構で鑄造技術を独占していたわけではない。以下、項を改めて、天皇家産機構以外での鑄銅について整理することにした。

二 貴族の家産制的手工業

先に、長屋王宅に付属して「鏤盤所」「鑄物所」「銅造所」などがあったことを指摘したが、この他にも貴族家政機関で鑄銅を行っていたことを示す史料が知られている。

天平宝字四年(七六〇)、法華寺金堂造営に石村宿奈万呂ら五名の鑄工が従事していたことが、年欠(天平宝字四年か)「作金堂所解」及びその案(法華寺金堂造営に際し、諸工人に対しその等級ごとに蠟・綿等を支給した帳簿)から知られる。法華寺金堂造営では蠟型技法による鑄造が行われていたことが、年欠(天平宝字四年か)「造金堂所解案」に、必要物資として白鐵・熟銅・鉄精・鵝蜜が購入された記録があることからわかり、石村宿奈万呂は蠟型技法にも対応できる技術者であったと推定できる。

その石村宿奈万呂は、年未詳(天平宝字四年か)九月一三日「作院所解」に、「一、依先日宣、鑄工石村宿奈万呂仰給、室内親王宮令可参銅工、以今日令参既畢、然更還来云、明日参来者宜、仍今日間院家留物作」とあることから、この時に室内親王の宮へ派遣されたことがわかる。

また、天平宝字七年(七六三) 一二月三〇日「大宰帥宅牒」に

よれば、大宰帥卿(藤原真先)宅が銅工宗形石麻呂の上日を造東大寺司に報告しており、銅工が造東大寺司から藤原真先宅に向向していたことが判明する。

以上の事例からみて、技術者は流動的であり、天皇家産機構内のみならず、皇貴族宅も含め需要のあるところに配置されるのが実態であった。

この他、寺院相互における技術者の融通も行われていた。梵鐘の鑄造に際しては、拠点的な工房で鑄造する場合の他、納入先の寺院へ赴いて作業を行う「出吹き」や、納入先の寺院とは別の寺院で鑄造する場合がある。また、『日本紀略』弘仁十一年(八二〇)正月丁卯条には、「先是、鑄造四天王像於常住寺。至是功成、遷近江国梵釈寺。」とあり、山城国常住寺で、近江国梵釈寺向け銅造四天王像を鑄造し輸送していたことがわかる。

以上、蠟型技法をはじめとする造寺造仏関係鑄銅技術について述べたが、蠟型以外の技術についても、国家はこれを独占していない。例えば、私鑄銭は当然禁止の対象であるが、鑄造技術が民間に存在すること自体は制限した形跡がない。『日本後紀』弘仁五年(八一四)八月甲子条に「免囚人日下部土方補木工長上。土方者撰津国武庫郡人。以私鑄銭著蠟。役於堀川。頗善工巧。仍棄瑕取才。」とあり、民間に優秀な鑄造技術が存在しており、国家はこれを利用してしようとしていた。また、『類聚三代格』一四、貞観一八年(八七六)三月二十七日太政官符「応停止鑄造銅

器交易民間事」によれば、鑄銭司で用いるべき長門国内の銅が民間に流出し、私的に銅器を製作して交易がなされることが問題となっており、錢貨原料銅の確保が課題であったことがわかるが、銅器を製作する技術の流出が問題となっていないわけではない。

このように、国家、或いは天皇家産機構は鑄銅技術を独占しようとしていたわけではなかった。それだけでなく、鑄銅に必要な物資も独占していなかった。確かに、先述の貞観一八年太政官符では、長門国内の銅について鑄銭司での独占を命じており、九世紀段階において需給関係が悪化した状況の下では強制的に確保が図られることもあったが、それは一般的なあり方ではない。

例えば、原料銅一般については、長登銅山跡出土木簡の中に「太政大殿」「家原殿」に供給するための銅の付札があり、また、東大寺出土木簡には、光明皇后宮かと推定される「宮」が、大仏造立のために銅を供給していることを示すものがある。⁽⁷⁾つまり、貴族家産機構に銅が供給され、寺院造営にも融通されているのである。

また、蠟型の材料も融通されている。先述のように、内匠寮が管理している蠟型鑄銅に必要な物資が、興福寺西金堂造営に際し供給されていた(天平六年(七三四)五月一日「造仏所作物帳」)。必要物資は購入して調達することも可能であった。法華寺金堂造営では蠟型技法による鑄造に必要な物資を購入しているし(年欠(天平宝字四年か)「造金堂所解案」)、天平宝字六年の孝謙太

上天皇勅願鏡製作の際にも白蠟の購入が予定されていた。⁽⁸⁾つまり、原材料は錢貨によって購入することが可能であり、国家、或いは天皇家産機構が独占していて、そこからの供給に完全に依存していたという状況ではない。

こうした銅原料の流通のあり方を考える手がかりとなるのは、平城京跡右京八条一坊十三・十四坪にあった工房である。ここには、鑄銅・木工・漆工などの工房が存在していたが、奈良国立文化財研究所の発掘調査報告書⁽⁹⁾では、鑄銅工房を大蔵省典鑄司の工房と位置づけている。しかし、これに対しては異論があり、杉山洋⁽¹⁰⁾は当該遺跡における鑄銅技術が大阪府堺市(旧美原町)所在の太井遺跡のそれと共通することを重視して私営工房の集合体と評価し、鬼頭清明⁽¹¹⁾は当該遺跡の立地が西市に近いことを重視して市に關係する工房とみる。工房の経営主体がどこかという問題は軽々に判断できないが、それとは別に、別稿⁽¹²⁾で指摘したように、当該遺跡出土漆紙文書について反古紙としての供給経路を考えると、市から供給された可能性が高く、生産に必要な物資は市から調達したと考えられる。当該遺跡で行われていた鑄銅においても、原料は市で購入できたのだろう。

以上の検討をまとめると、鑄銅技術は国家機構側からみれば、造東大寺司を含む天皇家産機構で確保していたが、それは全体のごく一部に過ぎず、国家が把握している外側にも広範に鑄銅技術は存在し、原料や製品も流通していたということが言える。これ

は、別稿⁽⁸⁰⁾で考察した土器のあり方と類似しているが、土器ほど一般に需要があつたわけではなく、皇貴族に偏在していたと評価できる。

三 天皇の家産制的手工業と貴族の家産制的手工業

本稿の視角に関連して、「私」的な銅器生産を重視する見解として八木充⁽⁸¹⁾や杉山洋⁽⁸²⁾の研究がある。しかし、本稿で明らかにしたことを踏まえると、これらには「官」の手工業と「私」の手工業がいかなる関係であるかという点において問題が残っている。そこで、両者の研究を批判的に検討することを通じて、天皇の家産制的手工業と貴族の家産制的手工業との関係を再度明確にしておきたい。

八木は貴族層の鑄銅生産を高く位置づけており、その点は私見と共通する。そして、国家は、典鑄司のあり方にもみるように、本来積極的に鑄銅工人を掌握しようとしてはおらず、銅の私採私鑄が基本的なあり方であつたが、錢貨鑄造を契機に国家の掌握が強化されたとみて、官採官鑄と私採私鑄を対立的に捉えている。しかし、この見解は、飛鳥寺造宮以来の新技术を天皇家産機構が掌握し、皇貴族層に技術移転したことを軽視している。確かに原料銅の需給関係によつては競合する時期もあつたが、八世紀以前においては、天皇家産機構と皇貴族家産機構は、鑄銅原料・技術者の融通において親和的側面があつた。

また、杉山は奈良時代の手工業において、「私営工房」「政所工房」「官営工房」の類型を提示した上で、この中でも律令体制に包摂されない部分を重視し、平城京跡右京八条一坊十三・十四坪の工房のような大規模な工房を「官営工房」とみなす議論を批判する。杉山は別稿で飛鳥池遺跡の工房も「官営工房」ではなく、飛鳥寺付属の工房と評価している⁽⁸³⁾。

律令制の外側にある手工業の存在を重視する点は私見と共通しており、従うべきである。但し、杉山はなお「官営工房」の類型を残している。この「官営」の質が問題である。

杉山は、「官営工房」の類型に含まれるものとして、内匠寮・造東大寺司・孝謙太上天皇勅願鏡製作の例を挙げる。これらは再三指摘するように、天皇の家産機構であつて、一般の官僚機構ではない。別稿⁽⁸⁴⁾で述べたように、天皇の家産機構は「私」的なものと位置づけることはできない。手工業の問題に関しても、天皇家産機構は、新技术を他の貴族家産機構に移転する源となつていたので、決して他と並列的ではなく、統合の中心の位置にある。また、史料用語としての「官」は、「官田」「官家」「没官」のように天皇に関わるものを指し示す場合もある⁽⁸⁵⁾。こうした点を踏まえ、天皇家産機構を「官」と位置づけるのであれば、杉山の議論も承認できる。

しかし、史料用語としての「官」は「太政官」を指すこともあり、太政官に統括された一般の官司を指すと誤解される恐れもある。

るので、家産制的な工房を「官営工房」と類型化するのには不適切と思われる。また、杉山自身は「官営工房」に対する「政所工房」を「貴族邸の家政機関に付属する工房を表す言葉として、政所付属工房の意で便宜的に用いる。」と明記しているので問題はないが、政所自体で鑄銅を行っていたわけではないので、これも誤解を招こう。

本稿第二節・第三節で取り上げた鑄銅は、天皇・皇貴族（及び勅願寺・氏寺）を含めた家産機構の中で行われていたことである。また、中には「工房」を構成しない邸宅内での一時的作業を含むと考えられるので、「工房」ではなく「手工業」とした方がよい。そこで、品部・雑戸制を含む全体を「家産制的手工業」、そのうち、氏族制的枠組みを超えて家産制的官司によって担われていた部分を「家産官司制的手工業」と規定するのがよいと考える。そして、天皇・皇貴族を含む家産制的手工業の中で、原料・技術者は流動的であった。杉山の提起する「官営工房」と「政所工房」は、「天皇・皇貴族の家産制的手工業」の枠組みで一括することが可能である。

おわりに

以上、本稿では古代の鑄銅について検討することにより、天皇、皇貴族の家産制的手工業という類型を抽出した。これを踏まえて

古代の鑄銅(古尾谷)

浮上してくる課題を最後に掲げておきたい。

第一に、本稿で扱わなかった他の鑄銅製品についての問題がある。特に東大寺大仏の鑄造は重要である。技術的には露盤製作技術の延長で説明することが可能であり、製作機関としての造東大寺司は天皇家産機構の一部と位置づけられるから、これも本稿の検討範囲に含まれる。しかし、必要物資・労働力調達の問題では日常的調達を超えており、別の論理が必要であると思われる。また、これは鑄銅に限らず伽藍造営全体に直結する問題でもある。東大寺の造営に際しては、「知識」の問題が不可避であり、これについて別途議論する必要があるだろう。

第二に、他の手工業製品の問題がある。このうち、土器における家産制的手工業については別に考察しているが、同様の事例研究を蓄積する必要がある。

第三に、平安時代から中世へ向けての展望の問題がある。中世供御人の歴史的前提として天皇の家産制的手工業を位置づけ、その関係を考えたいのではあるが、ことはそう単純ではない。

確かに、古代から中世への連続性を示す史料もある。『権記』長保元年（九九九）七月一三日条には、「下内蔵寮申請内匠寮事御燈鑪料米十三石余文」とある。これは、同年六月の内裏焼亡に伴う再建事業に関係すると思われるが、内匠寮が燈炉を弁備するために必要な米一三石余について、内蔵寮請奏がなされていることがわかる。燈炉はおそらく鑄鉄製であるが、銅と同じく鑄物師

が生産したものである。別稿⁽⁸⁷⁾で述べたように、内蔵寮請奏は藏人所が取り扱うことになっており、一二世紀以降、諸国の鋳物師が左方・右方の燈炉供御人として藏人所の下に組織化されていくことにつながる⁽⁸⁸⁾。

また、先にも触れた太井遺跡がある大阪府堺市(旧美原町)は、中世以降活躍する河内鋳物師の本拠地であり、中世の鋳銅関係遺跡として余部遺跡、真福寺遺跡などが存在する。この点は古代から中世にわたる河内鋳物師の連続性を示すものである。

しかし、一方で古代の鋳銅と中世の鋳銅には大きな不連続もある。例えば、鏡は唐式鏡から和鏡へと移り変わり、形態・技術ともに変化する⁽⁸⁹⁾。印は平安時代中期以降使用場面が少なくなり、新規需要は減少したものと考えられる。梵鐘は一〇世紀後半から一二世紀後半にかけて遺例がほとんどなく(銘文のみ知られるものはあるが)、この空白時期以降の遺例は形態が以前と変化している⁽⁹⁰⁾。また、金銅仏は平安時代以降少なくなり、木彫が盛行する時代を迎える。

以上のような断絶を踏まえて古代と中世の関係を考える必要があるが、あげて今後の課題としておきたい。

註

1 小林行雄「古代の技術」(塙書房、一九六二年)、同「続古代の技術」(塙書房、一九六四年)、浅香山木「日本古代手工業史の研究」(法政大学出版局、一九七一年)、石母田正「日本古代における分業の問題」(「日本古代国家論 第二部」一九七三年、初発表一九六三年)、同「古代社会と手工業の成立」(「同」、初発表一九六三年)

2 品部雑戸制については、狩野久「品部雑戸制論」(「日本古代の国家と都城」東京大学出版会、一九九〇年、初発表一九六〇年)、新井喜久夫「官員令別記について」(「日本歴史」一六五、一九六二年)、同「雑戸制の一考察」上・下(「日本歴史」一三三・一三四、一九六七年)、同「品部雑戸制の解体過程」(「日本古代の社会と経済」上、吉川弘文館、一九七八年)、平野邦雄「大化前代社会組織の研究」(吉川弘文館、一九六九年)、寛敏生「律令官司制の成立と品部・雑戸制」(「古代王権と律令国家」校倉書房、二〇〇二年、初発表一九九四年)、春名宏昭「藤原仲麻呂政権下の品部・雑戸と官奴婢」(義江彰夫編「古代中世の政治と権力」吉川弘文館、二〇〇六年)、仕丁制については、弥永貞三「仕丁の研究」(「日本古代社会経済史研究」岩波書店、一九八〇年、初発表一九五二年)、櫛木謙周「日本古代労働力編成の研究」(塙書房、一九九六年)、手工業官司については、中西康裕「内匠寮考」(「ヒストリア」九八、一九八三年)、仁藤敦史「内匠寮の成立とその性格」(「古代王権と官僚制」臨川書店、二〇〇〇年、初発表一九八五年)、同「公印鑄造官司の変遷について」(「国立歴史民俗博物館研究報告」七九、一九九九年)、芳之内圭「平安時代の画所について」(「日本歴史」六五九、二〇〇三年)、同「平安時代の作物所」(「続日本紀研究」三四八、二〇〇四年)、同「奈良時代の内匠寮」(「古代史の研究」一二、二〇〇五年)、同「平安時代の宮中作物所の職掌」(「ヒストリア」一九九、二〇〇六)などを参照。

3 櫛木謙周・栄原永遠男「技術と政治—律令国家と技術」(「技術の社会史」一、有斐閣、一九八二年)、櫛木謙周「日本古代手工業論ノート」(「日本古

- 1 代労働力編成の研究』塙書房、一九九六年、初発表一九九一年)
- 4 鬼頭清明「日本古代の都市の前提について」(『古代木簡と都城の研究』塙書房、二〇〇〇年、初発表一九九三年)、同「古代都城の庶民生活の一形態」(『同』、初発表一九九四年)
- 5 杉山洋「寺院付属の金属関係工房」(『仏教芸術』一四八、一九八三年)、「奈良時代の金属器生産―銅器生産遺跡を通してみた考古学的素描」(『仏教芸術』一九〇、一九九〇年)、「平等院鐘の製作年代と『空白の二世紀』」(『仏教芸術』二二六、一九九四年)、「梵鐘」(『日本の美術』三五五、至文堂、一九九五年)、「古代の鏡」(『日本の美術』三九三、至文堂、一九九九年)、「飛鳥池遺跡の性格をめぐって」(奈良文化財研究所『文化財論叢』三、二〇〇二年)、「唐式鏡の研究」(鶴山堂、二〇〇三年)、「古代都城の金属器生産」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三三、二〇〇四年)
- 6 中川あや「唐鏡の変遷」(『考古学雑誌』八八一、二〇〇四年)、「金属器の受容」(上原真人他編『列島の古代史』五、岩波書店、二〇〇六年)
- 7 小池伸彦「平城宮の火床炉」(奈良国立文化財研究所創立四〇周年記念論文集刊行会編『文化財論叢』二、同朋舎出版、一九九五年)、「飛鳥の工房二態」(奈良文化財研究所『文化財論叢』三、二〇〇二年)
- 8 神崎勝「冶金考古学概論」雄山閣、二〇〇六年
- 9 八木充「銅と鑄銭司」(稲田孝司・八木充編『新版古代の日本四 中国・四国』角川書店、一九九二年)、「奈良時代の銅の生産と流通」(『日本歴史』六二、二〇〇〇年)、佐藤信「長登銅山と大仏建立」(『出土史料の古代史』東京大学出版会、二〇〇二年、初発表二〇〇一年)、「律令国家と銅」(笹山晴生編『日本律令制の構造』吉川弘文館、二〇〇三年)。その他、長登銅山遺跡出土木簡については、畑中彩子「長登銅山遺跡出土の銅付札木簡に関する一考察」(『木簡研究』二五、二〇〇三年)、橋本義則「銅の生産・消費の現場と木簡」(『文字と古代日本三 流通と文字』吉川弘文館、二〇〇五年)がある。
- 10 この点については、中西康裕、仁藤敦史、芳之内圭(前掲註2)らの研究に依拠。
- 11 仁藤「公印鑄造官司の変遷について」(前掲註2)
- 12 『令義解』官位令正六位条典鑄正紅葉山文庫本書入等
- 13 平野『大化前代社会組織の研究』(前掲註2)
- 14 天平宝字六年(七六二)「東大寺鑄工召文案」続々修正倉院古文書一八一三、『大日本古文書(編年文書)』一五卷一八〇頁(以下、正倉院文書などの出典は続々修一八一三、『大日古』一五一―一八〇のごとく略記)
- 15 和田晴吾「金属器の生産と流通」(『岩波講座日本考古学三 生産と流通』岩波書店、一九八六年)
- 16 狩野文庫本『類聚三代格』四、神亀五年(七二八)七月二日勅など
- 17 正集四五、『大日古』一―五五四―五五五
- 18 二条大路木簡(SD五―一〇〇出土)油支出記録(奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』三一、以下、『城』三二のごとく略記)
- 19 正集一、『大日古』二―四五六
- 20 続修別集一、『大日古』三―四二―四〇三
- 21 『続日本紀』延暦八年(七八九)三月戊午条
- 22 『類聚三代格』四、大同三年(八〇八)一〇月二日大政官符
- 23 『類聚三代格』四、大同四年(八〇九)八月二八日太政官符
- 24 會田富康『日本古印新攷』中央公論美術出版、一九八一年
- 25 田路正幸「考古資料としての古代銅印について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』七九、一九九九年)。櫻村友延「印章と鏡の鑄型」(『季刊考古学』六二、一九九八年)も参照。
- 26 古尾谷知浩「印と文書行政」(『律令国家と天皇家産機構』塙書房、二〇〇六年、初発表二〇〇四年)
- 27 杉山『唐式鏡の研究』(前掲註5)
- 28 『大日古』二―一六三四
- 29 岡藤良敬「天平宝字六年、鑄鏡関係資料の検討」(『正倉院文書研究』五、一九九七年)
- 30 続々修一八一三、『大日古』一五一―一七七
- 31 続修別集四三。杉本一樹「鏡背下絵」二点について」(『正倉院文書研究』

- 五、一九九七)を参照。写真版は同誌口絵に掲載。
- 32 続々修一八一三、『大日古』一五一―一七八
- 33 続々修一八一三、『大日古』一五一―一八〇
- 34 続々修一八一三、『大日古』一五一―一八一―一八三
- 35 続修四〇、『大日古』五一―二〇一―二〇四
- 36 続々修四五―五裏、『大日古』一六一―二三三―二五二
- 37 続修後集三三裏、『大日古』一五一―一八五
- 38 正集五、『大日古』五一―二四三―二四四
- 39 続修後集三三裏、『大日古』一五一―一八六
- 40 続修後集三三裏・続々修一八一三、『大日古』一五一―一八六―一八七
- 41 続修後集三三裏、『大日古』一五一―一八九
- 42 続修別集三三、『大日古』五一―一九五―二〇一
- 43 杉山『唐式鏡の研究』(前掲註5)
- 44 中川『金属器の受容』(前掲註6)
- 45 杉山『唐式鏡の研究』(前掲註5)
- 46 前掲註34
- 47 前掲註42
- 48 杉山『唐式鏡の研究』(前掲註5)
- 49 古尾谷知浩『内蔵寮の出納体制』(『律令国家と天皇家産機構』塙書房、二〇〇六年)
- 50 吉川真司『飛鳥池木簡の再検討』(『木簡研究』二三、二〇〇一年)
- 51 『日本書紀』崇峻元年是歳条
- 52 小林行雄『古代の技術』(前掲註1)
- 53 奈良国立博物館『発掘された古代の在銘遺宝』一九八九年
- 54 関連する木簡に、奈良文化財研究所『平城京木簡』一―六七六・六八五―六八七・平城京木簡』二―一九四九―一九五五・二四六九―二四七四・二七五一・三四九七などがあり、その他、『城』二―二四頁、『城』二五―二八頁、『城』二八一―一八頁にも掲載されている。さしあたり、鍔盤所に関わる一点を掲出する(『平城京木簡』二―一九五)。
- 鍔盤所 長一口米二升 銅造一口二升半
帳内□口一升 雇人二口四升 右五人米九升半受龍万呂。
- (一)
- 十二月廿六日 阿加流 稲虫 。
- 〔稲粟〕
- 415・26・8 6011
- 55 金子裕之「長屋王の造寺活動」奈良国立文化財研究所編『長屋王家木簡を讀む』吉川弘文館、二〇〇一年
- 56 坪井良平『日本の梵鐘』角川書店、一九七〇年、『日本古鐘銘集成』角川書店、一九七二年、奈良国立文化財研究所『梵鐘実測図集成』上下、一九九三年、杉山洋『梵鐘』(前掲註5)などを参照。
- 57 前掲註56
- 58 田中義恭「飛鳥・白鳳の金銅仏」(奈良国立文化財研究所飛鳥資料館『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』同朋舎、一九七九年)
- 59 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』同朋舎、一九七九年
- 60 東京国立博物館『法隆寺献納宝物銘文集』吉川弘文館、一九九九年
- 61 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館『日本古代の墓誌』同朋舎、一九七九年
- 62 吉川真司「飛鳥池木簡の再検討」(前掲註50)
- 63 古尾谷知浩「国家叛逆罪における没官物の処分」(『律令国家と天皇家産機構』塙書房、二〇〇六年、初発表一九九七年)
- 64 家産制の概念については、古尾谷知浩『律令国家と天皇家産機構』(塙書房、二〇〇六年)を参照。また、手工業における家産制の一部については、古尾谷知浩「文献史料からみた土器の生産・流通」(義江彰夫編『古代中世の社会変動と宗教』吉川弘文館、二〇〇六年)、『律令的土器様式成立の背景』再考―土器における「中央集権」の内実」(周藤芳幸編『物質文化の歴史学再考』名古屋大学文学研究科、二〇〇六年)で論じた。
- 65 続修二九、『大日古』一六一―三〇八―三〇九、続修三七裏、『大日古』一六

- 三〇九—三一五
- 66 続修三五、『大日古』一六一・二七九—三〇五
- 67 続々修一八一、大日古一六—一九—一〇
- 68 続修別集五、『大日古』五一—四六四
- 69 杉山洋「寺院付属の金属関係工房」(前掲註5)
- 70 佐藤信「律令国家と銅」(前掲註9)
- 71 美東町教育委員会「長登銅山跡出土木簡」二〇〇一年。「太政大蔵」は四六九号、「家原殿」は一八四・一九九・二三八・三三九・二四四・四五二号。
- 72 木簡学会編『日本古代木簡選』(岩波書店、一九九〇年)二八三—二八四号。
- 73 正集四五、『大日古』一—五五四—五五五
- 74 続修三五、『大日古』一六一—二七九—三〇五
- 75 前掲註37
- 76 奈良国立文化財研究所『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』一九八九年
- 77 杉山「奈良時代の金属器生産—銅器生産遺跡を通してみた考古学的素描」(前掲註5)
- 78 鬼頭「日本古代の都市の前提について」『古代都城の庶民生活の一形態』(前掲註4)
- 79 古尾谷知浩「漆の流通と漆紙文書」(奈良文化財研究所『平城京漆紙文書』一、二〇〇五年)
- 80 古尾谷知浩「文献史料からみた土器の生産・流通」(前掲註64)
- 81 八木「奈良時代の銅の生産と流通」(前掲註9)
- 82 杉山「奈良時代の金属器生産—銅器生産遺跡を通してみた考古学的素描」(前掲註5)
- 83 杉山「飛鳥池遺跡の性格をめぐって」『古代都城の金属器生産』(前掲註5)。

- 杉山は、飛鳥池遺跡を飛鳥寺東南禪院の工房と位置づける。飛鳥池遺跡を官営工房ではなく飛鳥寺の工房とする見解は、吉川真司「飛鳥池木簡の再検討」(前掲註50)も同じである。本文中で述べるように、「官営工房」の概念には問題があるので、その限りで杉山・吉川の論は首肯できるが、「官営工房」か「寺院工房」という二者択一的議論は適切でない。寺崎保広「飛鳥池遺跡の性格についての覚書」(『飛鳥文化財論攷』明新社、二〇〇五年)は折衷的な見解を取るが、「家産制的手工業」という類型を導入すれば止揚できると考える。その点、神崎勝が『冶金考古学概論』(前掲註8)で「内廷的工房」と位置づけるのは理解できるが、「内廷」概念には問題があることについては措くとしても(古尾谷知浩「律令国家と天皇家産機構」(前掲註64)、「官治」寺院である飛鳥寺の工房と天皇の工房とを積極的に区別するのは疑問である。
- なお、実際に飛鳥池遺跡において出土した木簡で上記の見通しを検証する。
- 「二月廿九日詔小刀二口 針二口 針二口 針二口」
 木「」
 182 × 29 × 3 011
- 大伯皇子宮物 大伴□……一品并五十□
 (145 + 85) × 18 × 4 011
- いずれも『木簡研究』一四、一九九二年所載。前者の木簡からは、「詔」により小刀二口と針二口が発注されたことがわかり、天皇の意志に基づいて生産を行う家産制的工房という性格を反映している。一方、後者の木簡は、大伯皇女の宮に製品が供給されていたことを示しており、皇親の需要にも応じていたことが判明する。木簡からうかがえるこのようなあり方は本文中で示した天皇の家産制的手工業の枠組みに適合する。
- 84 古尾谷知浩「律令国家と天皇家産機構」(前掲註64)
- 85 吉川真司「律令官司制論」(『日本歴史』五七七、一九九六年)
- 86 古尾谷知浩「文献史料からみた土器の生産・流通」(前掲註64)
- 87 古尾谷知浩「律令国家と天皇家産機構」(前掲註64)
- 88 網野善彦「日本中世の非農業民と天皇」(岩波書店、一九八四年)
- 89 杉山洋「古代の鏡」(前掲註5)

名古屋大学文学部研究論集(史学)

90 杉山洋「平等院鐘の製作年代と「空白の二世紀」及び『梵鐘』(前掲註5)

謝辞

執筆に際しては、九州大学の岩永省三氏、奈良文化財研究所の中川あや氏のご教示を得た。記して謝意を表したい。

Abstract

Casting bronze of ancient Japan

FURUOYA Tomohiro

This paper aim to investigate how the state of ancient Japan has controlled the handcraft technology, particularly casting bronze. New technology of casting bronze as building Buddhist temples and manufacturing statues of Buddha was transferred from the Korea Peninsula when Asukadera temple was established in late of 6th century. Products of these new technologies were mirrors of Tang style, roban (the finials of pagodas), gilt bronze statues of the Buddha, bells of Buddhist temples, and so on. In ritsuryo system, domestic organ of Emperor managed such new technology. But Emperor did not monopolize it exclusively. Members of Imperial Family, nobles and their clan temples also held these technologies.